

令和3年度第8回香川地方最低賃金審議会議事録

令和4年3月18日(金)

香川労働局第1会議室

出席者	公益側	東、籠池、春日川、柴田、高塚
	労働者側	大島、立石、土田、中村、廣瀬
	使用者側	窪田、友國、濱田、渡部

- 議 題
- (1) 令和4年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について
 - (2) 令和4年度最低賃金の審議の進め方等について(案)について
 - (3) その他

○賃金室長

それでは定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第8回、今年度最後の香川地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はオンラインでの開催とさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、綾田委員が欠席されておりますが、14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、労働者代表委員の交代がありましたので、ご紹介いたします。

藤田委員が令和3年12月12日付けで退任されまして、新たに「廣瀬委員」にご就任いただいております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

廣瀬委員、一言ご挨拶をお願ひします。

○廣瀬委員

おはようございます。

U Aゼンセン香川県支部で副議長を仰せつかっており、また、三越伊勢丹グループ労働組合、高松三越支部で執行委員長を務めております廣瀬亜沙子と申します。

三越の中の現場でも勤務をしておりまして、組合と現場と両方兼務という型で勤めております。

私自身生まれてからずっと香川におりまして、香川から出たことのない人間です。

地元大好き人間ですので、このような機会を得ることができまして大変光栄に思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○賃金室長

それでは、資料のご確認をお願ひいたします。

本日の資料は、

- 1 (1 頁) 第 54 期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 2-1 (3 頁) 特定 (産業別) 最低賃金の改正に関わる意向表明
(香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金)
- 2-2 (5 頁) 特定 (産業別) 最低賃金の改正に関わる意向表明
(香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械
器具製造業最低賃金)
- 2-3 (7 頁) 特定 (産業別) 最低賃金の改正に関わる意向表明
(香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金)
- 2-4 (9 頁) 特定 (産業別) 最低賃金の改正に関わる意向表明

(香川県冷凍調理食品製造業最低賃金)

3-1 (11 頁) 香川県の特定最低賃金の推移

3-2 (13 頁) 特定最低賃金対象業種の状況

4 (15 頁) 特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数 (令和 3 年 12 月 1 日現在)

5-1 (17 頁) 令和 4 年度最低賃金の審議の進め方等について(案)

5-2 (19 頁) 昭和 61 年 2 月 14 日 現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について (答申)

5-3 (27 頁) 令和 4 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表

6 (31 頁) 令和 3 年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

7 (33 頁) 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱 (案)

でございます。不足等はありませんか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○賃金室長

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

まず、議題(1)の「令和 4 年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について」です。

このことについて、労使各側より新設、廃止及び改正の申出の意向をお伺いしたいと思いますが、まず、資料について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。

特定最低賃金につきましては、次年度において新設、廃止及び改

正の申出を行う業種について、この時期に、その意向の有無を審議会において確認することとしております。

そして、現在、香川県において設定しております4業種の特定最低賃金のすべてにつきまして、労働者側から文書により改正申出の意向表明がなされております。

資料のNo. 2-1からNo. 2-4に、意向表明の写しを添付しておりますが、4業種とも金額のみの改正申出の意向ということでございます。

また、ご参考までに、資料No. 3-1に「香川県の特定最低賃金の推移」を、資料No. 3-2に「特定最低賃金対象業種の状況」を添付しております。

資料No. 3-1とNo. 3-2について簡単に説明させていただきます。

まず、11頁の資料No. 3-1ですが、これまで船舶、機械、電気は、香川県最低賃金と同様、右肩あがりとなっており、冷食については平成28年度までは上げ幅が1～3円の微増でしたが、その後は香川県最低賃金と同様な引上げとなっております。

令和3年度については、香川県最低賃金と冷食の特定最低賃金が28円の引上げ、機械と電気の特定最低賃金が27円の引上げ、船舶の特定最低賃金が24円の引上げとなっております。

続きまして、13頁の資料No. 3-2ですが、項目1が適用事業場数の推移、2が基幹的労働者数の推移、3が申出者が代表する基幹的労働者数の推移となっております。

改正の申出要件といたしまして、「基幹的労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出」という基準がございます。2の基幹的労働者数の推移の令和3年度をご覧ください。一番人数の多いところで説明しますと、機械の基幹的労働者数は6,233人となっております、この3分の1の人数は、2,077.66…人となります。3の申出者が代表する基幹的労働者数の推移の令和3年度の機械の欄を見ていただくと、2,722人となっておりますので、3分の1以上の要件

を満たしていることとなります。

4は影響率です。影響率とは、当該年度の6月分の賃金について調査し、その後改正された最低賃金を下回ることとなる労働者の割合のことを言います。令和3年度の影響率は、香川県最低賃金は8.3%、冷食は19.2%、機械は7.1%、船舶は2.7%、電気は7.8%となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○柴田会長

労働者側は、来年度の特定最低賃金に関して、金額の改正申出の意向ありとのことですが、補足して何かご意見等ございましたらお願いします。

○立石委員

特にありません。

○柴田会長

次に、使用者側の意向をお伺いします。

特定最低賃金について、新設、廃止及び改正についての申出の予定はございますか。

○窪田委員

経営者協会の窪田です。使用者側としましては今のところ特段申出はございません。

○柴田会長

現行の4つの特定最低賃金について、令和4年度は、労働者側より金額のみの改正の申出予定がある旨確認いたしました。よろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

それでは、次年度の特定最低賃金の審議に向けまして、今後、関係労使当事者間で話し合うなど、意思疎通を図っていただくようお願いいたします。

ご承知のとおり、特定最低賃金は労使のイニシアティブにより設定されるものであり、労使が歩み寄り、双方納得の上で決定されることが求められているということでございますので、次年度における円滑な審議のため、この点について、公益代表として、改めてお願いしておきたいと思っております。

事務局の方から、次年度の特定最賃の申出に係る留意点について、説明をお願いします。

○賃金室長

はい。

「令和4年度特定最低賃金の改正に関する申出の意向」の確認がございましたので、15頁の資料No.4「特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数（令和3年12月1日現在）」の基幹的労働者である適用労働者数の欄をご覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、改正の申出要件の中に「基幹的労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出」という基準がございます。この基準には、原則この数字を使用することといたしておいております。

この表につきましては、本省指示により、平成30年6月公表の平成28年経済センサス-活動調査を基礎とし、その後の時間経過による数値変動を補正したものです。

適用除外労働者数については、上記要領にて補正した「労働者数」に、令和3年6月に実施した最低賃金基礎調査の結果より算出した除外率（適用除外労働者数÷労働者数）を乗じて算出したものです。

それから、特定最低賃金の改正に関する申出書の提出時期ですが、例年、7月上旬を目途にご提出いただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○柴田会長

続きまして、議題（2）の「令和4年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」について」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。

毎年、その年度の審議を振り返り、申し送るべき事項を取りまとめ、「審議の進め方等」の案として、次年度の審議会へ申し送りをしていただいております。

17頁の資料No.5—1の「令和4年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」をご覧ください。

本年度の「審議の進め方」を修正した箇所は無く、令和3年度と同様の内容であり、年度、年のみを修正したものとなっております。

なお、本年度の審議では、地域別最低賃金については、「審議の進め方」のとおり10月1日に発効、特定最低賃金については、4業種ともすべて12月15日に発効となりました。

中央最低賃金審議会での目安審議の時期等について不透明なところもございますが、次年度の審議に当たりましても、現時点では従前のとおりご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

念のため読み上げて説明にかえさせていただきます。

令和4年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

1 審議の進め方について

(1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査

審議する。

- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。

この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。

- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和4年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和4年度における改正の申出の意向表明が行われた特定

最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和4年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和5年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上でございます。

○柴田会長

1の(3)の業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとされておりますが、この実地視察について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

これまでの実地視察については、特定最低賃金の4業種を順に実施し、平成27年度は冷食、28年度は船舶、29年度は機械、30年度は電気で一巡しました。そして令和元年度は再び冷食を実施しまし

た。

令和2年度と令和3年度は、当初船舶の実地視察を9月頃実施する予定にしておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえまして、その実施を見送ることとしました。

来年度も、新型コロナウイルスの感染状況が好転しない限り実施は難しいと思われませんが、感染者数や香川県の対処方針などの状況から、実施可能と判断できれば、船舶について実施することでのいかがか、お諮りしたいと思います。

これまでの経過において、委員のご都合により香川県最低賃金の審議と特定最低賃金の審議の間の9月頃の実施していたと聞いておりますが、実施時期は9月でよろしいでしょうか。

なお、香川県最低賃金が適用される事業場を視察することも考えられますが、そうなると、実施時期は、香川県最低賃金専門部会の開催前である6月から7月上旬までになると思います。

実施可能な場合ということで、視察対象事業場、実施時期等につきまして、ご意見をお伺いできればと思います。

以上でございます。

○柴田会長

それでは、実地視察を含めて、ご意見をお願いします。

○柴田会長

特にご意見はございませんか。

それでは、ただ今事務局より説明がありましたとおり、実施可能と判断できれば船舶について、実施時期は9月頃ということでのよろしいでしょうか。

実際に実施可能かどうかという判断はいつ頃になりますか。

○労働基準部長

実施の2か月くらい前かと思います。

○柴田会長

実施可能という見込みが立った時点で、事務局からご提案いただけるということによろしいでしょうか。

○労働基準部長

はい、そのようにさせていただきます。

○柴田会長

立石委員、お願いします。

○立石委員

新型コロナウイルスの影響で実施できないということはわかりますが、2年間実施できていないということで、来年度は是非とも実施する方向でお願いしたいと思います。

スケジュール的には、7月に参議院議員選挙、時期ははっきりしていませんが、9月頃に知事選挙があって、委員の日程確保も難しいとは思いますが、前もっての日程調整をお願いしたいと思います。

○賃金室長

早めに調整させていただきます。

○柴田会長

立石委員からもありましたように、2年間実施していませんので、実地視察については新型コロナウイルスの感染状況に配慮したうえで、可能な限り実施の方向で前向きに検討することにしたいと思います。

それでは、ただ今ご審議いただきました内容をもって成案とし、

次年度の審議会へ申し送ることといたします。

次に、議題（３）の「その他」に移ります。

事務局で、何かありますか。

○賃金室長

19 頁に資料 No. 5 - 2 として「【昭和 61 年 2 月 14 日】現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について（答申）」をお配りしております。これは、先ほどの「令和 4 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」の 3 に関するものです。特に 22 頁からの別添「新産業別最低賃金の運用方針」をご確認いただければと思います。

27 頁の資料 No. 5 - 3 は、令和 4 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表でございます。

最初の頁の一番右側の「発効」の欄を見ていただきたいと思います。地域別最低賃金、つまり香川県最低賃金を 10 月 1 日に発効させる場合には、「発効」が「10 月 1 日（土）」となっている行の一番左の欄、つまり、「答申（要旨公示）」の欄を見ていただきますと、「8 月 5 日（金）」と記載されていることがお分かりになると思います。

ですので、8 月 5 日に答申をいただければ、最短で 10 月 1 日に発効となりますが、もし、答申が 8 月 8 日になりますと、10 月 2 日（日）の発効となってしまいます。

特定最賃につきましては、標題の後に「（特定（産業別）最低賃金の場合）」と記載されている 29 頁の一番下を見ていただくと、先ほどと同様に「発効」の欄「12 月 15 日（木）」と記載されている行がありますが、この行の「答申（要旨公示）」の欄には「10 月 14 日（金）」と記載されていることがお分かりになると思います。

つまり、12 月 15 日の発効を目指すのであれば、遅くとも 10 月 14 日までに答申をいただく必要があるということでございます。

それから、31頁の資料No.6には本年度に開催いたしました本審、運営小委員会、各専門部会の開催状況を取りまとめた表をお付けしております。

次年度におきましても、同様の流れで審議をお願いすることになるかと思えます。

また、ここで事務局から提案がございます。報道関係者による撮影及び録音についてです。33頁の資料No.7「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱(案)」をご覧ください。裏面の第10条になります。

現行規定では、「報道関係者については、席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会等の開始直前までとする。」とされています。しかしながら、本審等については、社会的注目が高まっていること等から、会議の一部について、撮影及び録音ができるよう、「審議会等の開始直前まで等とする。」とさせていただきたいと思えます。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

(各委員から「ありません。」の声あり)

○柴田会長

意見はないようですので、「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱(案)」につきましても、「案」を取っていただき、本日から施行することといたします。

そのほかに何かありますか。

○賃金室長

それから、次年度の審議会に提出する資料についてですが、今年度は、賃金構造基本統計調査を基に作成した「香川の賃金概況」、香

川労働局職業安定部の「香川県の雇用情勢」、「新規学卒者初任給情報」と「求人賃金、求職者希望賃金」、四国財務局の「香川県内経済情勢報告」、日本銀行高松支店の「香川県金融経済概況」と「全国企業短期経済観測調査結果」、香川県統計調査課の「消費者物価指数」、内閣府の「月例経済報告」、香川県政策部統計調査課の「香川の賃金、労働時間及び雇用の動き」、「春季賃上げ妥結状況」、目安審議で使用した「賃金改定状況調査結果」等を提出させていただきました。

このほか、当局で調査分析いたしました「最低賃金に関する基礎調査結果」がございます。資料の廃止、追加等についてご意見がございましたら賜りたいと考えております。

以上でございます。

○柴田会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

○大島委員

令和3年度に出された資料は令和4年度にも出されるということで、よろしいですか。

労働者側からお願いしたパートの採用賃金は出していただきたいと思っております。確認です。

○賃金室長

令和3年度と同様なものを出していきたいと思っております。

○柴田会長

今期最後の審議会になりますが、ほかに何かご意見等がございますか。

事務局の方もよろしいですか。

○賃金室長

はい。

それでは最後に、松瀬労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○松瀬労働局長

今年度、最後の香川地方最低賃金審議会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

柴田会長を始め、各委員の皆様におかれましては、この一年、香川県最低賃金及び4業種の特定最低賃金の改正につきまして、真摯にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

今年度におきましては、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」などに盛り込まれた最低賃金引上げの政府方針に配意しつつ、中央最低賃金審議会からは高い引上げの目安額が示され、例年にも増して難しい審議になりましたが、慎重にご審議をいただき、労使代表委員のご理解とご協力並びに公益代表委員のご尽力により、最低賃金の改正を取りまとめていただいたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

また、本日は、来年度の審議会の運営方法などについて確認をいただくとともに、特定最低賃金につきましては労働者側からの意向表明がなされたところです。

次年度におきましても引き続き円滑な審議が行われますよう、お願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、終了に当たっての挨拶とさせていただきます。

一年間、本当にありがとうございました。

○柴田会長

ありがとうございました。以上で審議を終了いたしますが、本日の議事録の確認は、立石委員と窪田委員にお願いしたいと思います

ので、よろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして、今年度最後の第8回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。一年間ありがとうございました。

――了――